

平成30年第5回江北町議会（臨時会）会議録						
招 集 年 月 日	平成30年8月20日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成30年8月20日 午前9時				議長 西原 好文
	閉 会	平成30年8月20日 午前9時36分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 淵 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	4 番	井 上 敏 文	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	福 祉 課 長	三 溝 秀 行	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	環 境 課 長	武 富 和 隆	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	産 業 課 長	山 下 栄 子	○
	建 設 課 長	坂 井 武 司	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長 補 佐	大 島 浩 二	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	土 木 建 築 係 長	佐 古 龍 也	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
耕 地 係 長	金 原 広 和	○				
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽平成30年8月20日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第34号 畑川水路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

日程第4 報告第3号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について

---

午前9時 開会

○西原好文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成30年第5回江北町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、本日の会議には、議案提出課の職員の出席を許可しておりますので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において井上敏文君、坂井正隆君、三苫紀美子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### 日程第3～第4 議案第34号～報告第3号

##### ○西原好文議長

日程第3、議案第34号及び日程第4、報告第3号を一括上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。平川局長。

##### ○議会事務局長（平川智敏）

（朗読省略）

##### ○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

##### ○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。提案理由の御説明を申し上げる前に、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

昨日は恒例であります平成30年度の江北町消防団夏季訓練がとり行われましたけれども、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず御臨席を賜りましたこと、お礼を申し上げたいというふうに思います。

約300名のうち、昨日は200名の消防団員に参集してもらって訓練をしてもらったわけですが、今回は特に議会から御承認をいただいて購入させていただきました救命ボートにつきましても、その操作訓練ということでも実施をいたしたところであります。

後ほどもまた少し触れることになると思いますけれども、去る7月6日から発生をいたしました西日本豪雨におきましては、佐賀県内でも初の特別警報という発令がなされましたし、我が江北町におきましても避難指示ということで対応させていただいたところであります。

きのうの訓練の中でも申し上げましたけれども、世の中一般的には大体経験が物を言う世界ではあるわけですが、殊近年の災害の発生状況を見ますと、必ずしもそうではない、もっと言いますと、経験が邪魔をするような事態ということも発生をいたしております。これからは災害対応については予断なく事に当たっていきたいというふうに思っておりますけれども、そういう中でやはり感じましたのが、我々行政としての責任の果たしどころというんですかね、やはりこれがどこまでかということを感じます。ともすると、例えば、救命ボートを買ったもしくは防災訓練をしたとか避難指示の発令をしたと、そういうところまでが一見すると我々の責任の範囲のような気がするわけですが、そうではなくて、我々

が想定しているよりももっと先に我々の責任を果たすべき範囲というのがあるのではないかなというふうに思います。

ということは、具体的にといいましょうか、実質的に町民の皆さんの安全・安心を守るところまでが我々の責任の範疇であるということであれば、そうした備品を購入するとか行事をすることとか何か発令をするところではなくて、具体的な安全・安心がやはり担保されるところまでやらないといけないのではないかということ、この夏の一連の災害なりそうした防災訓練を通じて感じたところでありまして、そうした思いから、先日も避難指示の発令については何か自分にできることがあるのではないかという思いから、直接肉声で町民の皆さんに呼びかけをさせていただいたところでありまして。

昨日の防災訓練もしかりでありまして、ボートを買ったので皆さんにお披露目をするということだけではなくて、実際、それこそ、そういういとまのない中で、実際あのボートを使って人の命を助けるということまでやはり行く必要があるわけですから、やはりこうした事前の操作であるとか、そうした備えということが非常に大事なというふうに思います。

今回、訓練を実施して、また改めるべきところもあろうかと思っておりますので、そうしたところも平時のうちにきちんと改めをし、また、準備をし、また、備えをして有事に備えていきたいというふうに思っておりますのでございます。

まだまだ酷暑は続きますし、また秋になりますと本格的な台風シーズンということになります。ぜひ議員各位におかれましても、引き続きの御理解、御協力をお願いするところでございます。

それでは、本臨時会に提案をいたしました議案について御説明を申し上げたいというふうに思います。

本議会で提案をいたしております議案は2議案であります。

まず、議案第34号 畑川水路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてであります。

平成29年7月6日の梅雨前線豪雨により被災した町道江北～大町線下部の畑川水路の復旧工事につきましては、平成30年3月の臨時会におきまして、工法の変更とそれに伴う事業費の増及び工期の延長について承認をいただいたところでありまして。

その後、農政局、県農産漁村課等関係機関と具体的な設計について協議を進めてまいりましたけれども、去る8月10日に最終的な施工承認を受けましたので、今回、変更契約を行う

ものであります。

続きまして、報告第3号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について御説明を申し上げます。

これは本年ということになりますけれども、去る7月5日から6日にかけて発生をいたしました豪雨は記録的な大雨となり、全国各地でも甚大な被害が発生いたしました。本町におきましても、牛津川が氾濫危険水位を超える状況となり、また、山間部におきましては、土砂災害の危険性が非常に高まったことから、県における大雨特別警報が発表される前ではありましたが、牛津川流域の3地区及び土砂災害警戒区域となっております11地区の計14地区に対して避難指示を発令いたしましたところであります。

今回避難指示を発令したことによりまして、避難所の開設、食料の調達などの対応に、また多くの職員が従事をしたところでございます。あわせて風倒木の撤去や冠水対策などに町内の建友会の皆様方にも御協力をいただいたところであります。

さらに、それに先立ち、7月3日に通過いたしました台風7号の影響によりまして小学校の体育館のガラスが壊れたものですから、この取りかえに要する経費、また、幼児教育センターのテラスの修繕が必要となりましたので、これに対する経費の支出を行ったところであります。

こうした費用が発生をしている中、議会を召集する時間的余裕がございませんでしたので、7月24日付になりますけれども、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告させていただき、また、承認をいただきたいというものでございます。

以上2議案につきまして、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3．議案第34号 畑川水路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方はありますか。4番井上君。

#### ○井上敏文議員

おはようございます。今、議案としては畑川水路災害復旧工事の請負契約の承認というこ

とでありますけど、関連として財源内訳について聞いてよろしいでしょうか、議長。

**○西原好文議長**

どうぞ。

**○井上敏文議員**

この事業説明というのをきょう渡してもらっております。（平成29年度江北町一般会計補正予算（第9号）事業説明書を示す）この事業説明の中の2ページ、財源内訳ですね。3月31日に臨時会を開かれたときに、急遽であったために、工事内容を変更するといったときの財源は一般財源を充当してやると、財調を取り崩してやるということでありました。

文書を読みますと、現段階では農政局との変更協議のみであり、財政局との協議、変更に伴う災害査定を受けていないため、今回の補正については一般財源での計上としているというふうなことでありました。

その後、査定を受けられて工事内容が確定をしたと思います。その中で、補助対象、対象外というのも確定してくるかと思います。この辺、前、予算上では国庫補助金を1,800万円ほどと計上されておりましたけど、工事内容が変わったために、この金額も変わってくるのではないかと思います。その辺の財源の報告がその後なかったものですから、関連としてこの場でお尋ねをしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。坂井建設課長。

**○建設課長（坂井武司）**

井上議員の御質問にお答えいたします。

まず補助金の金額でございます。こちら、まだ確定という形ではございませんけど、見込みということをお願いいたします。

まず補助対象の事業費です。こちらにつきましては、4,658万円ございまして、その補助金額です。こちらのほうが4,295万3千円という見込みとなっております。

以上です。

**○西原好文議長**

4番井上君。

**○井上敏文議員**

もうちょっとわかりやすくといいますか、私が聞き逃した分もあるかもしれませんが、

今回、事業費は別にして、工事請負費が確定をしたと。今後さらに変更あるかもしれないですけど、今の時点で確定した中で、その工事費において補助金の内訳が幾らであると、それで、一般財源をどのくらい出すというのをもう一回、私が聞き逃したかもしれませんが、その分の答弁を再度お願いいたします。

**○西原好文議長**

説明を求めます。金原係長。

**○耕地係長（金原広和）**

井上議員の御質問にお答えいたします。

今回、事業費変更請負金額のトータルが6,200万円強ということになっております。その中で、今回、補助と関連、それと単独と3つの事業のほうに分けているわけなんですけれども、約ですけれども、補助対象の事業費は2,670万6千円、関連のほうは1,987万4千円の金額になっております。

災害復旧の補助対象事業費のほうが増嵩しておりまして、95.5%ございます。その分の災害分のほうの補助の金額が2,550万4千円、関連のほうは1,987万4千円の事業費に対して87.8%で、概算ですけれども、これに対する関連のほうの補助対象金額が1,744万9千円ということになります。6,200万円のトータルの中の補助対象事業費、補助金額ですね、そこから推計される補助金額というものは4,295万3千円ということになります。事業費等の差し引きは、残りが単独というような形になっております。

以上です。

**○西原好文議長**

井上議員よろしいですか。4番井上君。

**○井上敏文議員**

大体わかりました。先ほどの説明の中で、関連という文言が出てまいりました。関連工事というのはどういうものなのかを説明いただければと思いますが。

**○西原好文議長**

質問に対し答弁を求めます。金原係長。

**○耕地係長（金原広和）**

質問にお答えいたします。

今回、道路のほうが陥没をしているわけなんですけれども、実際に畑川の道路のほうで陥

没をして、その影響範囲が出ている分、そこまでを災害部ということにしております。陥没部から上流側の道路の舗装部のところまで、ブロック積みのところまでと言ったほうがいいですかね、そちらのほうが関連事業ということでとれるということになっております。

全てを災害のほうで見られればよかったんですけども、あくまで災害は実際にその影響が及んだ範囲というところをごさいましたので、まず災害部のほうを確定いたしまして、あとをその関連というところの事業採択を受けることで、補助を受けることができるというふうに県のほうからも御指導いただきましたので、そちらのほうを使って2つ補助事業のほうを組み合わせた形で今回、災害復旧のほうをさせていただいているという形になります。

以上です。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

#### ○西原好文議長

ほかにありませんか。8番土渕君。

#### ○土渕茂勝議員

関連ということになりますけど、資料の中で、「建設工事変更請負仮契約書」というのがあります。この仮契約書というのはどういう場合に結ばれるのか。今回、この契約書の一番下のほうを見ますと、議会での議決があつたらこの契約書が正規の契約書になるというふうな受けとめ方でいいんじゃないかと思えますけど、そういう捉え方でいいのかと。

もう1点は、契約保証金というのがありますけれども、297万7,884円ですね。これはどういう性格のものかというのと、この金額はどういう形で算定されたかお聞きしたいと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

#### ○町長（山田恭輔）

まず1点目でありますけれども、土渕議員御指摘のとおりであります。本来、契約というのは当事者間の意思によりまして基本的には有効に成立するわけですがけれども、地方自治法の規定で、一定額以上の契約を町がしようとするときには、議会の議決を得なければ有効に成立をしないということになっております。ですから、添付をいたしております仮契約書そのものについては、契約書そのものなんですけれども、議会の議決を条件として有効に成立をするということでもあります。ですから、下に付記をしております文言については、改めてまた本契約を結ぶということではなくて、議会の議決を受けることによって、この契約その

ものが有効になるという意味でありますので、土淵議員のお見込みのとおりでございます。

それと、もう一点、契約保証金というものは、当然我々江北町から一定の工事の請負をしてもらうわけですが、その工事の履行を保証するために請け負った相手方から差し入れられるものでありまして、財務規則の中に規定がございます。工事請負金額の10分の1ということになっておるものですから、今回は変更にかかわる工事請負金額の10分の1として設定をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

#### ○西原好文議長

よろしいですか。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑のある方はございませんか。9番池田君。

#### ○池田和幸議員

今回、4月の議員例会のときに、2次災害の最大防止ということで畑川水路災害復旧事業対策チームというのが4月5日に設置をされました。議員例会の折に第1回、第2回という協議会の説明がありましたけど、後に何回ほどされたのか。それと、この対策チームができた関連というかな、できたことによって今回こういう終結ができたのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

#### ○西原好文議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中副町長。

#### ○副町長（山中秀夫）

池田議員の質問にお答えをいたします。

会議そのものは2回（10ページで訂正）開催をしております。その後は、ため池の水のたまりぐあいといいますか、その調整についていろいろ協議をしながら進めてきたところでございます。そういう中で、コルゲート管の1メートル20のパイプの設置をしながら雨季の対策に臨んだわけでございますけれども、今回の大雨のときに大分心配しましたけれども、パイプの上のほうまで水位が来まして、非常に危険な状態にはなったんですけれども、一応雨がおさまってくれまして、安心をしたところでございます。

それで、対策委員会については西部広域水道とか工水とか協議をしながら進めてまいりまして、第2回目のいろんな協議をした中については、工水とか西部広域水道については、計画したようなパイプの補強等をしていただきまして、その辺安心したところで雨季に臨んだ

ところがございます。一応そういうところがございます。

以上です。

**○西原好文議長**

補足説明を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

対策チームそのものについて、全体の会議は計3回行われておりますけれども、その後、関連する、分科会ということではないんですけれども、数までは正確に把握いたしておりませんけれども、必要に応じて対応してきたというところであります。

今回、やはり対策チームを副町長トップで立ち上げたことによりまして、役場だけではなくて、今回は特に安全対策という意味では、ため池の水の調整ということも大変重要な要素でありました。そういう意味でいきますと、地元からも対策チームの中に参画をいただいて、そこはうまく連携をし、また、地元にも協力もしていただけたんじゃないかなというふうに思いますし、御存じのとおり、道路の下には杵島工水と西部広域水道企業団の水道管も埋設をされております。また、隣接の大町町にも今回、もう1年以上通行どめをしているものですから、御迷惑もおかけしておるところでありまして、こうした関係機関にも入っていただいたことで、うまくそういう調整ができたのではないかというふうに思いますし、最終的には県の杵藤農林事務所にも入っていただきまして、現場のほうでも指導をいただいたところであります。

ともすると我々がどうしても思い込みとか感覚みたいなことで進めがちではありますけれども、そうした中で、客観的な視点から技術的な指導もいただいたというふうに理解をいたしております。

以上でございます。（「一ついいでしょうか」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

山中副町長。

**○副町長（山中秀夫）**

済みません、チームの会議を2回と私、言いましたけれども、5月17日に3回目をいたしました。2回と言いましたので訂正させていただきます。ごめんなさい。

**○西原好文議長**

池田議員よろしいですか。9番池田君。

**○池田和幸議員**

わかりました。それでは、締結されまして工事に入るわけですが、この協議会というか、対策チームは来年の3月20日で一応解散するような形になるわけですかね。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

今回はあくまでも畑川地区の災害復旧のための対策チームということで立ち上げましたので、3月20日かはわかりませんが、事業完了を見届ければ一旦このチームは解散ということだと思いますが、そういう意味では、今回、こうしたプロジェクトチームといいたいまいしょうか、対策チームといいたいまいしょうか、関係機関にも参画いただいて進めるというやり方そのものについては、これからもさまざまな事業にも応用ができようかというふうに思いますので、臨機応変かつ関係機関と調整をしながら、もし万が一これからも不測の事態があれば、そうした手法もとりながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

ほかに質疑のある方ございませんか。6番三苦君。

**○三苦紀美子議員**

この件について、議運のときに元職員の井上議員からしっかりと説明していただきましたので、きょうは本当はできるだけスムーズに可決するよということでしたので差し控えたいと思いましたが、実際、町民の方に説明するときに、3月のときに、例えば、着工後に再調査を行った結果ということでは我々に提案があったと思いますが、最初の時点でこの調査ができなかったのかという、そういう状態で推定岩盤線が想定した箇所より高い位置にあることが判明しということは初めの調査ではできなかったのかどうかをお尋ねしたいと思います。工法については、しっかりと土留めがあり、それから、岩盤がありということで議運のときに説明いただきましたので、工法については私も町民の方から尋ねられたときはしっかりと答えることができる自信がありますのでいいんですが、なぜ一番最初にこういうもったときちっとした調査ができなかったのかについてを御答弁いただきたいと思っております。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

### ○町長（山田恭輔）

三苦議員からは、当初からこんなきちんとした調査がなぜできなかったのかということですが、大変お言葉ではありますけれども、きちんとした調査は行っております。必要な調査は行ったわけではあります、文字通りそれが想定外であったものですから、今回のような事態になったということでありまして、当初に必要な調査は行った上で、想定をされた岩盤線と異なっていたために、それが着工しなければ判明をしなかったということでもあります。当然、願わくばそうした必要な調査の中で判明をすればよかったですけれども、いかんせん想定外の地形をしてしまったということでもありますので、そこは町民の皆様にも本当に御迷惑も御心配もおかけをいたしておりますし、今回は隣接の大町町の皆さんにも実は大変御迷惑をおかけしておるということも聞き及んでおりますし、私も直接、水川町長に対してはおわびも申し上げているところではありますが、決してここは誤解なきようお願いをいたしたいというふうに思いますけれども、必要な調査をしなかったということではなくて、必要な調査をしたにもかかわらず、想定をされない岩盤線であったがために、その調査では判明をしなかったということでもありますので、もし町民の皆さんの中で御疑問をお持ちになる方がおられれば、ぜひその旨お伝えをいただければというふうに思います。

以上でございます。

### ○西原好文議長

三苦議員よろしいですか。6番三苦君。

### ○三苦紀美子議員

そのことを、やっぱり町民の方は専門家ばかりはいないわけですので、みんなにわかりやすいように我々10人の議員が責任を持ってお答えするべきだと思いますので、我々はそのための町民の代表だと思っておりますので、全くきちんとした調査をしていないということを町長、言っていないんですから、そういう意味では、皆さんの少し不思議と思うようなことはそういう点にもあるんですよという視線をもっと低くして考えていただければと思います。

そして、これ3月ですが、完了後も責任を業者の方にきちっと負ってもらうというような答弁がありましたので、安全対策についての増額は我々は異存ございません。

申し添えます。視線を高いところじゃなくて低くしていただくことを強くお願いして、これで終わります。

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○西原好文議長**

起立全員であります。よって、議案第34号 畑川水路災害復旧工事請負契約の一部を変更する契約の締結については原案どおり可決と決しました。

日程第4. 報告第3号 平成30年度江北町一般会計補正予算(第2号)の専決処分についてを議題といたします。

質疑の方はございませんか。9番池田君。

**○池田和幸議員**

事項別明細書でもよろしいですか。

7ページの台風及び豪雨対策事業の時間外手当ということで出ております。

まず、職員さんの時間外勤務手当の延べ人数等、わかればお願いしたいと思います。

それと、節13. 委託料の災害時対策委託料の説明をお願いいたします。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務課長。

**○総務課長(山中晴巳)**

池田議員の御質問の、まず職員の時間外勤務手当の延べ人数というか、対応した職員の数、管理職を含めて全員で98名が勤務をしております。

以上です。

**○西原好文議長**

委託料について。

**○総務課長（山中晴巳）**

それから、災害対策の委託料の件でございますけど、この分につきましては、建友会のほうに委託をしまして、7月の頭に来ました、3日だったと思いますけど、台風のときの倒木の処理と、あと、今回の大雨に対する対策費用ということで、建友会のほうに委託をしまして実施しております。

以上です。

**○西原好文議長**

9番池田君。

**○池田和幸議員**

はい、わかりました。

もう一点だけ違う質問ですけれども、この災害のときに私も何か所か回ったんですけれども、避難所に今回、毛布を配られたと思います。それで、毛布、水等、あと、お菓子とか食べ物ありましたですけど、町民の方から聞かれたのが、毛布のその後の利活用、1回封を切られて出されたと思いますけれども、その辺は今後、どういうふうな形でされるのかをお聞きしたいと思います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山中総務課長。

**○総務課長（山中晴巳）**

今回の大雨に対して、避難所のほうにはマットと、それから、今言われた毛布を避難所のほうに持っていったわけですけど、使用しました毛布につきましては、台風時期が終わってからクリーニングに出す予定にしております。そして、また来年度以降に利用していきたいというふうに考えております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

ほかに質疑の方はございませんか。6番三苦君。

**○三苦紀美子議員**

町長にお伺いいたしますが、この報告第3号の提案理由として、少し気になりながら見ておりましたので。下から4行目、「このように費用が発生している中で議会を召集する時間的余裕がなかったことから」という、この1行は、どうしても入れなくてはいけないような

問題でしょうか、お答え願います。

**○西原好文議長**

ただいまの質問に対し答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

三苦議員の御質問にお答えいたします。

御存じの上で御質問いただいているんだらうというふうに思いますけれども、そもそも専決処分というものは議会の開会のいとまがない場合に限って我々執行部として可能であるということでもありますから、今回は当然、議会の承認を得ずに補正予算を組み、執行させていただきましたものですから、当然その前提といたしましては、議会の開会をするいとまがなかったからということでございますので、それを書かないわけにはいかないということでございます。

以上でございます。

**○西原好文議長**

6番三苦君。

**○三苦紀美子議員**

議員全部、専決処分ということには、この地方自治法第179条第1項の規定ということはおわかってのことですので、わざわざこれを入れなくてははいけなかったって、例えば、「修繕が必要となりました。」だけで7月24日に地方自治法云々というそのままの文章でよかったんじゃないかなということですので。

以上です。

**○西原好文議長**

答弁を求めます。山田町長。

**○町長（山田恭輔）**

三苦議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど三苦議員からも、視線を低くして町民の皆さんの感覚で対応するよというような御指摘をいただきました。議案書そのものの提案理由にはそこまでは書いておりませんが、これは提案要旨ということで、今回なぜ専決処分をさせていただいたのかということをお補足的に少し詳しく説明をさせていただいたわけでありまして、少なくともその中にはそうした文言は入れておく必要があると思います。

というのが、入れておかなければ、やはり提案理由の文章だけごらんになった町民の方からは、言ってみれば、執行部が議会も開かずに半ば勝手に予算を自分たちで組んで執行しているんじゃないかと、そういう誤解を招きかねないものですから、当然ここは、言ってみれば必須の言葉といいたしめようか、専決処分をさせていただいたからには申し上げるべきことだというふうに私は認識をいたしております。

以上でございます。

**○西原好文議長**

よろしいですか。（「今回はそれで大丈夫です」と呼ぶ者あり）ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○西原好文議長**

起立全員であります。

よって、報告第3号 平成30年度江北町一般会計補正予算（第2号）の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

これをもって本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成30年第5回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○西原好文議長**

異議なしと認めます。よって、平成30年第5回江北町議会臨時会を閉会いたします。

**午前9時36分 閉会**

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 8 月20日

議 長 西 原 好 文

会議録署名議員 井 上 敏 文

会議録署名議員 坂 井 正 隆

会議録署名議員 三 苫 紀美子

局 長 平 川 智 敏

書 記 永 尾 史 子